○国土交通省告示第千百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉見下沢一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県南都留郡西桂町倉見

字菰かけ　一六四八番

一六五〇番一から一六五〇番三まで

字松久保　一六五一番及び一六五二番

一六五三番一及び一六五三番二

一六五四番二

一六五五番

一六五六番一及び一六五六番二

一六五七番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南都留郡西桂町倉見

字松久保　一六六〇番　一号

一六五五番　二号

一六四四番一　三号

字菰かけ　一六四七番一　四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱五号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南都留郡西桂町倉見

字松久保　一六五二番　五号

一六五一番　六号

字菰かけ　一六四三番一　七号及び八号

一六五〇番一　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

菅口沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県甲斐市上菅口

字西ノ後　二三一番一及び二三一番二

二三二番一から二三二番三まで

二三三番一及び二三三番二

二三四番一から二三四番三まで

二三六番一及び二三六番二

二三七番一から二三七番三まで

二三九番一及び二三九番二

二四〇番一及び二四〇番二

二四二番一及び二四二番二

字川窪　二四六番から二六五番まで

二六七番から二七五番まで

三〇〇番及び三〇一番

三〇九番及び三一〇番

三一三番から三一六番まで

四〇三番一及び四〇三番二

四〇四番

字北ノ平　九六五番

九六六番一

九六七番二

九六八番

九七三番

九七五番

九七七番一及び九七七番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県甲斐市上菅口

字北ノ平　一〇〇〇番一　一号

九九一番一　二号及び三号

九九一番三　四号

九八七番一　五号

九八五番一　六号

九七九番　七号

九七八番　八号及び九号

九七七番一　十号

字西ノ後　二三七番一　十一号

二二九番一　十二号

二二八番一　十三号

二二四番二地先河川敷　十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

むじな沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十年国土交通省告示第千百九十八号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南都留郡道志村

字神地向　九二六五番

九二六五番一四

字向原　九六九六番一

九六九七番一

九六九八番一

九六九八番乙

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寒場沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県大月市初狩町下初狩

字川久保　三八四五番

乙三八四六番

字奥連野　三九三四番から三九三六番まで

三九三九番

三九四三番

三九四四番二

三九四五番二

三九四六番二

字下連野　三九四八番三

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石原沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第千三十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県大月市猿橋町猿橋

字越路　一四一〇番二　一号及び二号

字石原　一四二一番二　三号

一四二一番一　四号及び五号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県大月市笹子町黒野田

字奥野　七九七番一　一号

七九七番一一　二号及び三号

七九七番一　四号から十一号まで

○国土交通省告示第千百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県鳥取市下段

字中ノ谷　六〇七番

六〇八番

六〇九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

鳥取県鳥取市下段

字上土居　四九番地先道路敷　一号及び二号

四八一番一　三号

四九七番　四号

四八一番二　十七号

四八一番　十八号から二十号まで

四七九番一　二十一号から二十六号まで

字中ノ谷　六一二番　五号及び十五号

六〇四番　六号及び七号

六〇六番　八号及び九号

六〇七番　十号から十二号まで

六〇五番二　十三号

六一一番　十四号

六一九番　十六号